

令和2年10月12日
農林水産部食品・流通課

野生きのこの放射性物質の検査結果について

(10月12日検査分)

県内で採取された野生きのこ3点について、放射性物質検査を行った結果は、以下のとおりでした。

(検査機関：(一社) 県央研究所)

(単位：ベクレル/kg)

	品目	採取場所	放射性セシウム			放射性ヨウ素
			セシウム134	セシウム137	計	ヨウ素131
1	ナラタケ (野生)	魚沼市	検出されず (3.3未満)	検出されず (3.5未満)	検出されず (6.8未満)	検出されず (2.2未満)
2	ナラタケ (野生)	南魚沼市	検出されず (2.5未満)	検出されず (3.5未満)	検出されず (6.0未満)	検出されず (2.5未満)
3	ワタゲナラタケ (野生)	十日町市	検出されず (3.4未満)	7.53	7.53	検出されず (2.9未満)

食品衛生法の規格基準 (一般食品)	100	基準なし
-------------------	-----	------

注1 カッコ内の数値(「〇未満」の〇)は、検出限界値※です。

表中の「検出されず」という表記は、検出限界値が〇ベクレル/kgの測定で、放射性物質が検出されなかったことを意味します。

※ 検出限界値とは…測定において検出できる最小値であり、放射性物質の測定では、同じ機器で測定しても、検体毎に検出限界値は変動します。

注2 食品衛生法の規格基準を下回っているため、食用にしても支障ありません。

< この記載事項に関する問い合わせ先 >
農林水産部食品・流通課
電話 025-280-5743
内線 2951

< きのこの生態等に関する問い合わせ先 >
農林水産部林政課
電話 025-280-5326
内線 3028